

日野町議会定例会会議録

令和8年5月臨時会議

令和8年5月15日

開会 9時15分

散会 10時19分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 会議録署名議員

3番	谷口智哉	9番	高橋源三郎
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	縄稚隆司
総務主監	吉村俊哲	厚生主監	福田文彦
産業建設主監	嶋村和典	教育次長	正木博之
総務課防災危機管理担当課長	岡本昭彦	税務課長	杉村光司
企画振興課長	大西敏幸	交通環境政策課長	小島勝
住民課長	増田武司	福祉保健課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	奥野彰久
商工観光課長	加納治夫	建設計画課長	杉本伸一
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	齒黒香織	生涯学習課歴史文化財担当課長	岡井健司
企画振興課参事	森島美德		

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 園 城 久 志 議 会 事 務 局 書 記 奥 村 好 美

6. 議事日程

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 〃 | 2 | 会期決定について |
| 〃 | 3 | 会議期間の決定について |
| 〃 | 4 | 議第1号 財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器） |
| 〃 | 5 | 報第1号 専決処分の報告について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 〃 | 6 | 報第2号 専決処分の報告について（日野町国民健康保険税条例および日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について） |

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

これより、本日をもって招集されました令和8年日野町議会定例会を開会し、令和8年5月臨時会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。

本日、令和8年定例会を招集させていただきましたところ、議員全員にご出席を賜り、誠にありがとうございます。議員の皆様におかれましては、日々ご壮健にて議員活動にご精励いただいておりますことに対し、心から敬意を表する次第でございます。

5月臨時会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月も半ばを迎え、野山の新緑も一段と鮮やかさを増してまいりました。新年度がスタートし、1か月半となります。町内の各種団体の皆様が総会などを開催いただき、新年度も気持ちを新たに活発に活動を頂いていることにとっても頼もしくありがたく感じているところでございます。引き続き、町政へのご理解とご協力をお願いしたく存じます。

去る5月3日には、856年の歴史のある日野祭を盛大に挙行を頂いたところですが、13基の曳山と3基のみこしの渡御、また、神調社等の神子さんの行い等、町内外から大勢の観光客の皆様など、また地元の皆様でにぎわったところでございます。改めて、お祭りを通じて伝統を守っていただいている皆様に感謝をし、心のよりどころとなる日野祭が行われたことを大変ありがたく、感謝の気持ちでございます。ありがとうございました。

さて、本臨時会議の案件でございます。議案1件と報告2件でございます。提出案件につきましてご理解を賜り、慎重審議の上、賛同を頂きますよう心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、谷口智哉君、9番、高橋源三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から令和9年4月30日までの351日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から令和9年4月30日までの351日間と決定いたしました。

日程第3 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の会議期間は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 議第1号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。あわせて、日程第5 報第1号から日程第6 報第2号まで（専決処分の報告について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件）についても、町長の報告を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第4 議第1号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）。

本案は、庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器を更新取得するため、本年4月24日に事後審査型条件付一般競争入札を行い、5,627万6,000円をもって、キシステム株式会社、代表取締役、井門一美の落札と決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号および日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第5号 報第1号、専決処分の報告について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

専決処分しました事項は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公

布され、その一部が同年４月１日から施行されたことに伴い、必要な条例について所要の改正を行うため、同年３月31日に一部改正条例を制定したものでございます。

主な改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う対象条文の削除など、規定の整理を行ったものでございます。また、環境性能割が廃止されることに伴い、種別割の名称を軽自動車税に変更するなど、法律改正に合わせて所要の改正を行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

日程第６号 報第２号、専決処分の報告について（日野町国民健康保険税条例および日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告させていただくものでございます。

専決処分しました事項は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年３月31日に公布され、その一部が同年４月１日から施行されたことに伴い、必要な条例について所要の改正を行うため、同年３月31日に一部改正条例を制定したものでございます。

主な改正は、国民健康保険税の課税限度額を１万円引き上げ、110万円とするものでございます。また、国民健康保険税均等割額および平等割額の減額措置について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ31万円とし、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を１万円引上げ57万円とするものでございます。

さらに、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額について、地方税法施行令と同額の３万円とし、18歳未満被保険者均等割額について、全額を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明および報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんには委員会室へお集まりをお願いいたします。

－休憩 ９時２２分－

－再開 １０時０８分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４ 議第１号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）を議題とし、これより質疑に入ります。また、日程第５ 報第１号から日程第６ 報第２号まで（専決処分の報告について（日野町税条例の一部を

改正する条例の制定について）ほか1件）についても、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、私からは報第1号、条例改正と関係して、軽自動車の環境性能割が廃止をされたというふうな件について、少し関連していますので、お聞きをしていきたいと思います。

今回の条例改正は、3月31日に環境性能割が廃止をされたことに伴って、条例改正というような形で出てきているので、それ自体は十分理解ができているかなと思っています。ただ、今後の国、それから市町にとって、町税の中で軽自動車税というのは非常に大事な、今9,400万円ぐらい予算を見ているんですけども、そういった中で、少し方向性を確認をしていきたいなと思っております。

まず、軽自動車税は今まで種別割、環境性能割、それから継続車検時に重量税等必要になってきます。この中で、環境性能割は俗に取得税と呼ばれまして、車を取得するときにかかってくる。それが環境性能に応じてかかってくるというようなものでした。なので、これ自体は新規で登録をするときにかかってくるんですけど、台数自体はそのときに販売をされた台数に比例をしてくるんですけど、種別割というものに関しては、その後、継続的に毎年かかってくるものということで、通常であれば軽自動車、軽四輪等が1万800円で、13年超で1万2,900円というふうに思っています。

この中で、今回、環境性能割が廃止をされて、町税が入ってくる分が減収をするということに関しては、地方交付税等で特別に手当を行うというようなところの見込みというふうなところなんですけども、まずこれ確定をしているのかどうかということが1つお聞きをしたいというふうに思っています。

それから、今後、国の方針を見ていると、令和10年度以降における自動車税、それから軽自動車税全体の見直しを行う可能性があるということで、恐らく種別割というものも変わってくるんじゃないのかなというふうに私は思っています。日々、車の仕事もさせていただいているのもありまして、変わってきたときに、今9,400万円ほどの軽自動車税、種別割で収入があるんですけども、ここが大きく変わってくると町の財政も影響されやすいと思いますので、今の時点で把握をされている内容等があれば、2つ目、お聞きをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（杉村光司君） それでは、質問いただきました件についてお答えさせていただきます。

まず1点目、先ほど、環境性能割の減収分については、地方特例交付金で補填さ

れる見込みということで話をさせてもらったんですが、これが確定しているかということにつきましては、確定といった情報につきましては、まだ税務課のほうでは把握していないということになります。ですから、あくまでもそのような制度ができていくというふうに考えているところです。

続きまして、種別割も変わってくるのではないかといったところですが、今回の税制改正の中で、環境性能割というものが廃止されたわけですが、おっしゃっていただきますように、種別割のほうにつきましても、これまでから車を長く持つと高くなっていくといったこの税制の複雑さにつきましては、私どものほうにもいくつか納税されている方、車の所有者の方からも苦情のほうが寄せられているところです。趣旨としましては、環境によい車になるべく乗り換えていこうといったところであったと思うんですけど、ここと金額が変わってくるということが複雑さを招いているのかというふうに思うんですが、この税制改正の中で、併せて車の税制につきましては9年度の税制改正の中ですので、年末あたりになってくるかなと思っているんですけど、こちらのほうで10年度から税制の簡素化、分かりやすさを向上させるために公平的な課税を考えていこうといったところで今、国の動きが始まっているというふうに聞いていますので、こちらのほうはこの動きの中を注視しながら、また納税者への説明とか、そういったところ是对応していきたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 課長のほうからご答弁を頂きました。今後もうちょっと国の様子を見ながらというふうにお話をしていたんですけども、私が思いますに、この特に車の税とか購入者自体にかかるものと、市町に入ってくるものというのはちょっと複雑かなと思っていまして、入ってくるものが減って、今回の多分、環境性能割の廃止に関しては、米国関税の措置の影響も踏まえての国の判断やと思うんです。経済を促進させるというようなところで思うんですけども、各地方自治体にとっては入ってくる税収がどれだけ、各住民さんにとっては顧客としてはすごく買いやすくなるというふうなきっかけづくりなんですけども、町にとってはそれは少し別の次元の話で、入ってくるものが入ってこなくなるというものに関しては、これは国に対しても訴えていってもらわなければならないというふうに思うんですけども、今まだ見込みの時点で暫定措置がしっかり決まっていないというふうなところに関しては、町としては何か訴えていく予定はあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉村俊哲君） ただいま福永議員のほうからご質問いただきました。これまで入ってきていたものが入らなくなるということは、町にとって大きな打撃というふうに考えております。一定の行政施策を行っていく上でも、そういった財源と

いうのは大切でございますので、しっかりと穴埋めをしていただくといえますか、そういうようなことは県や国のほうにも伝えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。今後、その補填される分、今回で言いますと環境性能割の影響は、全国の自治体で約2,000億円というふうなことも言われておりましたので、それを国のほうが全額国費で補填するということを先頃にも表明はされておりますので、まずはそこをしっかりと見極めて、そしてまた来るべき税制改正の影響がある分については、情報収集しながら、関係部署とタッグを組んで、しっかりと減収にならない分、減収になる分については埋めていただくといえますか、そのような形で措置していただけるように訴えていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第4 議第1号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）について、委員会付託を省略し、ただちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） 討論はないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。議第1号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第1号、財産の取得について（庁内ネットワーク用ノートパソコンおよび周辺機器）について、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 5月臨時会議の終わりに際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時会議に提案をいたしました議案について、慎重なご審議の上、原案どおり可決を頂きましたことに厚く御礼を申し上げます。ご承認いただきました案件について、議員各位より様々なご意見を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。円滑かつ迅速に執行し、それぞれにつつがなく行き渡るよう、職員一同、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

さて、爽やかな季節もつかの間、6月に入りますと梅雨の季節となり、雨が多くなることも予想されております。局地的な大雨による水害に対しても警戒を高める必要がございます。引き続き、安全・安心なまちづくりにも努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待、ご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和8年5月臨時会議を閉会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 散会 10時19分 －

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 谷口 智哉

署名議員 高橋 源三郎